

国立大学法人大分大学における教員組織の設置に伴う関係規程の整備に関する規程

平成28年12月28日制定

平成28年規程第95号

(国立大学法人大分大学東日本大震災の復興支援に従事する職員に関する特例を定める規程等の一部改正)

第1条 次の各号に掲げる規程の規定中「所属」を「所属又は主担当」に改正する。

- (1) 国立大学法人大分大学東日本大震災の復興支援に従事する職員に関する特例を定める規程(平成24年規程第7号)第3条第1項第1号
- (2) 国立大学法人大分大学職員兼業規程(平成27年規程第54号)第15条第1項第1号、様式第1号及び様式第2号
- (3) 国立大学法人大分大学営利企業役員兼業規程(平成27年規程第55号)第17条第1号、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号
- (4) 国立大学法人大分大学自営兼業規程(平成27年規程第56号)第9条第1号及び別紙様式
- (5) 国立大学法人大分大学放射線安全管理委員会規程(平成16年規程第104号)第7条第2項
- (6) 国立大学法人大分大学遺伝子組換え実験安全管理規程(平成16年規程第110号)様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号及び様式第6号
- (7) 国立大学法人大分大学における研究成果有体物取扱規程(平成18年規程第2号)別記様式第2号

(国立大学法人大分大学職員任免規程の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学職員任免規程(平成16年規程第15号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第39条第1号、第2号及び第4号の規定中「部局長」を「部局長等」とする。
- (2) 様式第5号及び様式第6号の規定中「1 所属及び氏名」を「1 所属等及び氏名」とし、「所属」を「所属又は主担当」とする。

(国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程(平成27年規程第3号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第3条第2項の規定中「大学院研究科を担当する専任の教授」を「大学院研究科を担当する教授」とする。
- (2) 第4条第1項の規定中「当該学部又は研究科(以下「学部等」という。)に所属する職員」を「当該学部若しくは研究科(以下「学部等」という。)の職員」とする。
- (3) 第4条第4項の規定中「学部等に所属する職員」を「学部等の職員」とする。
- (4) 別記様式の規定中「所属学部等」を「学部等」とする。

(大分大学びあROOM規程の一部改正)

第4条 大分大学びあROOM規程（平成24年規程第22号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第5条第2項及び第7条第2項第1号の規定中「保健管理センター専任教員」を「保健管理センターの主担当の教員」とする。
- (2) 第8条第2項第4号の規定中「保健管理センター挟間健康相談室所属の専任教員」を「保健管理センター挟間健康相談室の主担当の教員」とする。

(国立大学法人大分大学動物実験規程の一部改正)

第5条 国立大学法人大分大学動物実験規程（平成19年規程第91号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第3条第8号の規定中「所属長」を「部局等の長」とする。
- (2) 第7条第1項第9号の規定中「専任教員」を「主担当の教員」とする。
- (3) 別記様式第1-1号の規定中「所属先」を「所属又は主担当先」とする。
- (4) 別記様式第1-3号の規定中「所属」を「所属又は主担当」とし、「所属先」を「所属又は主担当先」とする。
- (5) 別記様式第1-2号、別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第4号及び別記様式第5号の規定中「所属」を「所属又は主担当」とする。

(国立大学法人大分大学職員給与規程の一部改正)

第6条 国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）第25条の規定中「その勤務箇所に所属し、」を「その勤務箇所に所属し、又は主担当であり、」とする。

(国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第7条 国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第21号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 別紙様式第2号、別紙様式第3号及び別紙様式第4号の規定中「所属」を「所属又は主担当」とする。
- (2) 別表第2の規定中「保健管理センター（旦野原キャンパス、挟間キャンパス挟間健康相談室）に所属する職員」を「保健管理センター（旦野原キャンパス及び挟間キャンパス挟間健康相談室）の職員」とする。

(国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程の一部改正)

第8条 国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年規程第27号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第9条第2項の規定中「各事業場に所属する職員」を「各事業場の職員」とする。
- (2) 第22条第3号の規定中「所属職員」を「職員」とする。

(国立大学法人大分大学苦情処理委員会規程の一部改正)

第9条 国立大学法人大分大学苦情処理委員会規程（平成16年規程第30号）第9条の規定中「所属長」を「所属又は主担当部局等の長」とする。

（国立大学法人大分大学イコール・パートナーシップの推進及びハラスメントの防止・対策に関する規程の一部改正）

第10条 国立大学法人大分大学イコール・パートナーシップの推進及びハラスメントの防止・対策に関する規程（平成16年規程第40号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- （1） 第8条第4項の規定中「所属」を「所属又は主担当」とする。
- （2） 第14条第2項の規定中「相手方が所属する学部」を「相手方の学部」とする。
- （3） 第20条第2項の規定中「相手方の所属する部局長」を「相手方の部局長」とする。
- （4） 第29条第1項第1号の規定中「相手方の所属する学部」を「相手方の学部」とする。
- （5） 第29条第1項第2号の規定中「加害行為が疑われている者の所属する学部」を「加害行為が疑われている者の学部」とする。

（国立大学法人大分大学外国人教師及び外国人研究員に関する規程の一部改正）

第11条 国立大学法人大分大学外国人教師及び外国人研究員に関する規程（平成16年規程第49号）第14条の規定中「所属学部」を「学部」に改正する。

（国立大学法人大分大学職員表彰規程の一部改正）

第12条 国立大学法人大分大学職員表彰規程（平成18年規程第125号）第3条第1項第1号の規定中「当該職員が所属する部局の長」を「当該職員の部局の長」に改正する。

（国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程の一部改正）

第13条 国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程（平成22年規程第12号）第5条第2項の規定中「当該年俸制適用職員が所属する部局」を「当該年俸制適用職員の部局」に改正する。

（国立大学法人大分大学特任教員の労働契約の期間の特例に関する規程等の一部改正）

第14条 次の各号に掲げる規程の規定中「所属する部局の長」を「部局の長」に改正する。

- （1） 国立大学法人大分大学特任教員の労働契約の期間の特例に関する規程（平成25年規程第16号）第2条第2号
- （2） 国立大学法人大分大学非常勤職員の労働契約の期間の特例に関する規程（平成25年規程第17号）第2条第2号

（国立大学法人大分大学毒物及び劇物管理規程の一部改正）

第15条 国立大学法人大分大学毒物及び劇物管理規程（平成16年規程第64号）第4条第3項の規定中「所属職員」を「職員」に改正する。

（国立大学法人大分大学情報セキュリティ基本規程の一部改正）

第16条 国立大学法人大分大学情報セキュリティ基本規程（平成23年規程第9号）第8条第3項の規定中「各部局に所属する複数人」を「各部局の複数人」とする。

（国立大学法人大分大学外国人客員研究員規程の一部改正）

第17条 国立大学法人大分大学外国人客員研究員規程（平成16年規程第90号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- （1） 第4条第1項の規定中「教員の所属する部局長」を「部局長」とする。
- （2） 様式第3号及び様式第4号の規定中「所属」を「主担当部局」とする。

（国立大学法人大分大学放射線安全管理規程の一部改正）

第18条 国立大学法人大分大学放射線安全管理規程（平成16年規程第103号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- （1） 第10条第1項の規定中「所属の長」を「所属又は主担当部局等の長」とする。
- （2） 第14条第2項の規定中「所属部局長」を「部局長」とする。
- （3） 別記様式の規定中「所属」を「所属又は主担当」とする。

（国立大学法人大分大学における民間機関等との共同研究取扱規程の一部改正）

第19条 国立大学法人大分大学における民間機関等との共同研究取扱規程（平成16年規程第107号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- （1） 第4条第2項の規定中「所属する部局」を「部局」とし、「所属する部局長」を「部局長」とする。
- （2） 様式第2号の規定中「所属」を「所属又は主担当」とする。
- （3） 様式第3号の規定中「所属部局・職名」を「所属又は主担当部局・職名」とする。

（国立大学法人大分大学客員研究員規程の一部改正）

第20条 国立大学法人大分大学客員研究員規程（平成18年規程第1号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- （1） 第4条第1項の規定中「教員の所属する部局長」を「部局長」とする。
- （2） 様式第1号、様式第3号、様式第4号及び様式第5号の規定中「所属・氏名」を「所属又は主担当部局・氏名」とする。

（国立大学法人大分大学研究用微生物等安全管理規程の一部改正）

第21条 国立大学法人大分大学研究用微生物等安全管理規程（平成26年規程第23号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- （1） 第11条第3項の規定中「実験責任者が所属する部局長」を「実験責任者の部局長」とする。
- （2） 様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号及び様式第5号の規定中「所属」を「所属又は主担当」とする。

(国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程の一部改正)

第22条 国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程(平成27年規程第33号)第5条第3項の規定中「部局に所属する研究者等」を「部局の研究者等」とする。

(国立大学法人大分大学職員休業補償等支給規程の一部改正)

第23条 国立大学法人大分大学職員休業補償等支給規程(平成16年規程第28号)第8条第1項の規定中「所属長」を「所属又は主担当部局等の長」とする。

(国立大学法人大分大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程の一部改正)

第24条 国立大学法人大分大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程(平成28年規程第9号)第10条第3項第3号「専任教員」を「主担当の教員」とする。

(大分大学身体等に障がいのある学生の支援委員会規程等の一部改正)

第25条 次の各号に掲げる規程の規定中「専任教員」を「の主担当の教員」に改正する。

- (1) 大分大学身体等に障がいのある学生の支援委員会規程(平成17年規程第82号)第5条第1項第4号
- (2) 国立大学法人大分大学国際交流会館規程(平成16年規程第114号)第3条第1項

(大分大学寄附講座及び寄附研究部門規程等の一部改正)

第26条 次の各号に掲げる規程の規定中「専任」を「主担当」に改正する。

- (1) 大分大学寄附講座及び寄附研究部門規程(平成17年規程第124号)第9条第1項
- (2) 大分大学共同研究講座及び共同研究部門規程(平成24年規程第59号)第10条第1項

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。